

浦安市市民活動センター運営業務委託 仕様書

この仕様書は浦安市（以下「甲」という。）が、運営事業者（以下「乙」という。）に委託する浦安市市民活動センター（以下市民活動センター）の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

乙は、市民がまちづくり活動を行いやすくするために、市民活動を推進する上で、市民活動団体を中心とした多様な主体を中間的な立場でつなぐとともに、それぞれの活動を支援する「中間支援組織」としての役割を十分理解し、市民活動センターの運営を適切に遂行することを目的とする。

2 業務期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

3 業務場所

- (1) 名称 浦安市市民活動センター
- (2) 所在地 浦安市猫実一丁目1番1号

4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間
日曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日
土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）及び12月29日から翌年1月3日まで

5 業務内容

- (1) 相談・育成業務
 - ・団体の立ち上げ、NPO法人の設立、団体運営、補助金申請に関する事など、市民活動団体等からの相談対応
 - 各団体より相談があった場合には、本業務委託の目的でもある中間支援組織としての役割を果たせるように対応を行うこと。
 - 相談の対応に際しては、当該団体がより一層活発に活動できるような助言内容を心がけ、本市における団体活動の成長につながる対応とすること。
- (2) 市民活動情報の収集及び提供
 - ・他自治体の情報や関連団体等の情報収集
 - 市民活動に関する他自治体の情報や、NPO 団体等が発する有益な情報の収集

を日頃より行い、施設運営の参考とすること。また、必要に応じ利用団体等への情報提供を行うこと。

- ・市民活動関連図書等の閲覧及び管理
関連図書を希望する団体等が閲覧できるよう収集や管理を行うこと。
- ・市民活動センターホームページの運営
団体より新規利用申請があった場合には、団体情報の入力等利用の登録を行うこと。また、利用方法に関して問い合わせがあった場合には、説明を行うこと。
実施事業の掲載を積極的に行い、本ホームページを有効に活用した広報活動を行うこと。
- ・「市民活動広報誌」発行
市民活動の周知を行うため、年3回の発行を行うこと。発行にあたっては、実施事業のお知らせや、市民活動に親しみの無い人でもわかりやすい内容とし、活動内容の伝わりやすい物となるように心がけること。
発行後は、登録団体へ送付する他、公共施設への配架等を行うこと。
- ・「メールマガジン」発行
事業内容の周知や、各団体に対し有益な情報を記載し、月2回発行すること。
発行にあたっては原稿案を作成し、甲の承認を得ること。
- ・市民活動団体のチラシ・ポスター等の配布及び掲示
各団体より依頼のあった資料をセンター内に掲示すること。

(3) 交流・連携業務

- ・団体同士が交流できる事業の企画及び運営
活動をより一層広く行えるよう、団体の目的や設立年数等を考慮し、団体間の交流の行える事業の企画及び運営を行うこと。
- ・市民活動団体と行政・自治会・事業者などが、双方の資源を持ち寄り連携する事業の企画及び運営
主として、各団体や企業等の調整を行い、団体間どうしの連携を行いやすい体制を構築すること。実施にあたっては、冊子の発行やHPの活用を行うこと。
- ・浦安市ボランティアセンター、まちづくり活動プラザ等の関係機関との連携
関係機関との連携を行い、本市における市民活動を円滑に実施できるように努めること。事業内容については、協議の上決定すること。
- ・ボランティア・市民活動体験事業の企画及び運営
市民に向けて広く募集するボランティア事業等を行うこと。実施にあたっては、効率的な周知活動を行い、参加者数の向上に努めること。

(4) 市民活動の活性化に繋がる啓発業務

・市民活動の活性化に繋がる啓発

広報誌やHPを活用するとともに、積極的に事業展開を行い、市民活動の活性化を図ること。

(5) 施設利用者管理業務

・利用希望団体の利用申請受付

団体からの申請書を受付し、内容に不備が無いかの確認を行い、甲へと提出すること。

・利用承認団体の情報管理

使用を承認された団体についての、設立目的や、代表者等に関する情報を保有し適切に管理すること。また、団体情報の変更の申し出があった場合には、登録内容の変更を行うこと。

・利用状況等の把握

施設利用者数や、利用目的、相談数など、施設運営に関して必要な統計を取り、効果的な運営が行えるよう分析及び甲への報告を行うこと。

(6) 会議室及び備品等の貸出業務

・会議室、交流サロンの管理

予約受付及び利用受付を行うこと。利用受付時には、申請内容と使用状況に相違がないかを確認し、適正な施設利用を行えるようにすること。

利用終了後には、施設の汚破損等が無いかを確認し、次に利用が行えるように清掃等を行うこと。

・印刷機、コピー機、紙折り機、パソコン、大型プリンターの管理

利用の申し出があった際には、センター利用登録団体等の利用可能対象者かの確認を行うこと。また、操作方法に関して問い合わせがあった場合には説明を行うこと。

機器や備品の管理を行い、貸出に支障が無いようにすること。

・備品ロッカー、メールボックスの貸し出し及び管理

利用者の登録を行い、必要に応じて団体情報の変更、更新手続きを行うこと。各利用団体宛に届いた郵便等をメールボックスへ振り分けを行うこと。

(7) その他市民活動団体の支援に必要な業務

・ニーズと運営業務の改善を目的としたアンケート等の実施

事業実施時等には、可能な限りアンケートを実施し、事業内容の振り返りや今後への改善点の把握に努めること。

・甲乙協議の結果、必要と認められた業務

本業務を進めるにあたり、天災事変や社会情勢の変化に合わせ柔軟な運営を行えるよう、綿密な連携を行い、協議の結果必要な事業展開を行うこと。

6 業務体制

- (1) 運営組織には、市民活動に関する経験や知識を有し、相談、交流・連携、育成、啓発に関する業務を行うコーディネーターを2名以上確保すること。
- (2) コーディネーターとして業務に携わることができる者は千葉県が行う研修またはそれと同等の研修を受講した者、もしくは市民活動に関する相談、交流・連携、育成、啓発に関する業務に3年以上携わった実績をもつ者とする。
- (3) 全ての従事者がコーディネーターとして同等の職務を遂行できるよう努めること。
- (4) 開館時間中は、市民活動センターに従事者を3名以上配置し、そのうち1名以上はコーディネーターとすること。
ただし、従事者の配置については、提案内容によって市と協議すること。
- (5) 従事者の勤務形態は、本業務に支障がないように定めること。
- (6) 従事者に対して、本業務に必要な研修を必ず実施すること。

7 請負代金の支払い

- (1) 甲は、乙の請求に基づき、請負代金を支払うものとし、支払いにかかる時期、代金については協議にて決定するものとする。

8 法令等の遵守

乙は、委託業務を処理するにあたっては、浦安市市民活動センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則やその他の法令を遵守するとともに法令上のすべての責任を負うものとする。

9 報告書等の提出

- (1) 乙は、契約期間開始後速やかに、当該年度の事業計画書を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、毎月終了後10日以内に前月の委託業務の処理状況を記載した報告書を提出しなければならない。
- (3) 乙は、各年度終了後30日以内に、当該契約期間の委託業務の処理状況を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。
- (4) 甲は、委託業務の処理について適正を期すため、乙に対して、当該委託業務の処理又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査することができるものとする。

10 物品の管理

乙は、当該施設の運営に係る物品等について、善良な管理者の注意を持って管理するものとし、委託業務に支障のないように努めるものとする。

1 1 事故及び損害賠償

- (1) 乙は、委託業務の処理にあたり、事故が生じたときは、直ちに甲に当該事故の状況を報告しなければならない。
- (2) 乙は、その責に帰すべき事由により、施設及び物品を滅失、損傷又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

1 2 権利の帰属

事業を遂行する中で生じた成果品等の使用权は、原則として、甲が有するものとする。

1 3 運営状況の報告

甲と乙は、当該施設の運営状況等について、月 1 回及び必要に応じて報告を行うものとする。

1 4 その他

- (1) 業務遂行に関して疑義が生じたときは、直ちに甲に相談の上、判断を仰ぐこと。
また、業務遂行に支障を生じる事態が発生した場合は、直ちに甲に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 事業を実施した結果、生ずる成果品等について甲が不相当と認める個所があるときは、協議して是正に努めること。
- (3) 乙は業務時間中に委託業務に専念すること。
- (4) 乙は当該施設が公的機関であることを十分認識し、適切な対応を行うこと。
- (5) 乙は施設運営の公平性・透明性を確保すること。
- (6) 乙は契約にあたり団体概要及び役員名簿、事業に関わる従事者の名簿を提出し、変更があった場合には、速やかに、新たな名簿を提出すること。
- (7) 本仕様に定めのない事項については、甲乙双方の協議の上で決定するものとする。